

高知県公報

発行

高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号

発行日

毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○保安林の解除の予定（治山林道課）	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例施行規則	1

告 示

高知県告示第703号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和6年12月10日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町蜷川字石垣3909の1（次の図に示す部分に限る。）、3909の20
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教 育 委 員 会 規 則

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年12月10日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第7号

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年高知県条例第45号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校給食を実施する学校）

第2条 条例第3条第1項の教育委員会規則で定める学校は、次に掲げる学校とする。

- 高知県立高知国際中学校
- 高知県立中村中学校
- 高知県立高知ろう学校
- 高知県立中村特別支援学校
- 高知県立盲学校
- 高知県立山田特別支援学校
- 高知県立高知若草特別支援学校（本校及び子鹿園分校に限る。）
- 高知県立日高特別支援学校
- 高知県立高知江の口特別支援学校（本校及び国立高知病院分校に限る。）

（学校給食費等の額）

第3条 条例第4条第2項の教育委員会規則で定める額は、前条各号に掲げる学校ごとに高知県教育長（以下「教育長」という。）が定める。

（学校給食費等の納付期限）

第4条 条例第4条第3項の教育委員会規則で定める日は、第2条各号に掲げる学校ごとに教育長が定める。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。